

情報公開審査会審査要領新旧対照表（案）

新	旧	備 考
<p>(不開示理由説明書に対する意見書)</p> <p>第4条 審査会は前条の不開示理由説明書が提出されたときは、<u>審査請求人</u>に対し、その写しを送付するとともに、相当の期間を定めて、不開示理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(意見等の陳述者の数)</p> <p>第7条 条例第28条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、<u>次の区分に応じ、それぞれ</u> <u>_____</u> 5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 <u>審査請求人及びその補佐人</u></p> <p>二 <u>参加人及びその補佐人</u></p> <p>三 <u>諮問庁の職員</u></p> <p>別 表 (会長の専決事項)</p> <p>1 略</p> <p>2 第4条の規定による<u>審査請求人</u>への不開示理由説明書の写しの送付及びそれに対する<u>審査請求人</u>の意見書の提出に関すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(不開示理由説明書に対する意見書)</p> <p>第4条 審査会は前条の不開示理由説明書が提出されたときは、<u>異議申立人</u>に対し、その写しを送付するとともに、相当の期間を定めて、不開示理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(意見等の陳述者の数)</p> <p>第7条 条例第28条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、<u>不服申立人等、不服申立人又は参加人の補佐人を含めて</u> 5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別 表 (会長の専決事項)</p> <p>1 略</p> <p>2 第4条の規定による<u>異議申立人</u>への不開示理由説明書の写しの送付並びにそれに対する<u>異議申立人</u>の意見書の提出に関すること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>山梨県情報公開条例中 関係規定の改正に伴う 文言の改正（行政不服審 査法の改正に伴うもの）</p> <p>山梨県情報公開条例中 関係規定の改正に伴う 文言の改正（行政不服審 査法の改正に伴うもの） 及び同法の改正趣旨に 併せた改正</p> <p>山梨県情報公開条例中 関係規定の改正に伴う 文言の改正（行政不服審 査法の改正に伴うもの）</p>

6 第7条ただし書の規定による <u>陳述者</u> の数に関する承認に関すること。 7 略	6 第7条ただし書の規定による <u>出席者</u> の数に関する承認に関すること。 7 略	他
---	---	---

山梨県情報公開審査会審査要領

平成 7 年 6 月 20 日	審査会決定
平成 12 年 4 月 1 日	情報公開条例施行に伴い改正
平成 21 年 6 月 17 日	改正
平成 23 年 4 月 28 日	情報公開条例施行に伴い改正
平成 28 年 5 月 日	情報公開条例施行に伴い改正

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定に基づき、山梨県情報公開審査会（以下「審査会」という。）が調査審議するため必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の原則)

第2条 条例第23条第1項の規定による調査審議は、条例第12条の規定により実施機関が行政文書を開示しない旨の決定（一部開示の決定を含む。以下同じ。）をした行政文書をもとに行うものとする。

(不開示理由説明書)

第3条 条例第27条第4項の規定により実施機関から提出を求める意見書は不開示決定の理由を説明した書面（以下「不開示理由説明書」という。）とする。

(不開示理由説明書に対する意見書)

第4条 審査会は前条の不開示理由説明書が提出されたときは、審査請求人に対し、その写しを送付するとともに、相当の期間を定めて、不開示理由説明書に対する意見書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の意見書が提出されたときは、実施機関にその写しを送付するものとする。

(意見陳述等の申立ての方法)

第5条 条例第28条第1項の規定による申立ては、書面によるものとする。

(補佐人の許可の申立ての方法)

第6条 条例第28条第2項の規定による許可の申立ては、書面によるものとする。

(意見等の陳述者の数)

第7条 条例第28条第1項の規定により口頭で意見を述べる者の数は、次の区分に応じ、それぞれ5人以内とする。ただし、審査会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 審査請求人及びその補佐人
- 二 参加人及びその補佐人
- 三 詮問庁の職員

(学識経験者等からの意見等の聴取)

第8条 審査会は、条例第23条第1項の規定による調査審議に関し、必要と認めるときは、専門的事項に関して学識経験を有する者から意見又は説明を聞くことができる。

2 審査会は、条例第23条第1項第2号の規定による調査審議に關し、必要と認めるとときは、学識経験を有する者又は関係行政機関の職員から意見又は説明を聞くことができる。

(現地調査)

第9条 審査会は、諸問を受けた事案の調査審議を行うために必要と認めるときは、当該事案に係る現地の調査を行うことができる。

(会議の非公開)

第10条 条例第23条第1項第1号の規定による調査審議に關する審査会の会議は公開しない。

2 条例第23条第1項第2号の規定による調査審議に關する審査会の会議は公開するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第11条 審査会は、次の事項を記載した要点筆記による議事録を作成する。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

3 前項の議事録及び審査会の審査資料のうち、条例第23条第1項第1号の規定による調査審議に關するものは公開しない。

4 第2項の議事録のうち、条例第23条第1項第2号の規定による調査審議に關するものは公開するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは非公開とすることができる。

(会長の専決事項)

第12条 別表に掲げる事項は、会長において専決により処分することができる。

(細則)

第13条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年6月17日から施行する。

(改正後 全文)

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月 日から施行する。

別 表 (会長の専決事項)

- 1 第3条の規定による実施機関への不開示理由説明書の提出の要求に関すること。
- 2 第4条の規定による審査請求人への不開示理由説明書の写しの送付及びそれに対する審査請求人の意見書の提出に関すること。
- 3 第4条第2項に規定する実施機関への意見書の写しの送付に関すること
- 4 口頭での意見陳述の機会の付与に関すること。
- 5 補佐人の付添いの承認に関すること。
- 6 第7条ただし書の規定による陳述者の数に関する承認に関すること。
- 7 条例第30条第1項の規定による審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の承認並びに同条第2項の規定による閲覧の日時及び場所の指定に関すること。

山梨県情報公開審査会傍聴要領新旧対照表（案）

新	旧	備 考
(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、 <u>行政経営管理課長</u> が会議室の収容人員等を考慮して定める。	(傍聴者の決定等) 第2条 傍聴定員は、会議の都度、 <u>私学文書課長</u> が会議室の収容人員等を考慮して定める。	組織名称の変更に伴う 改正

山梨県情報公開審査会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）第23条第1項第2号の審議に係る山梨県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の決定等)

第2条 傍聴定員は、会議の都度、行政経営管理課長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 審査会の事務局は、傍聴希望者（報道機関の關係者（以下「報道關係者」という。）を除く。以下同じ。）を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員

を傍聴者とし、定員を超える場合は先着順により傍聴者を決定する。

4 前項の規定により決定した傍聴者及び報道關係者には傍聴券を交付するものとする。

(取材活動に対する配慮)

第3条 報道機関の取材活動については、可能な限り配慮するものとする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、会議の会場に入場することができない。

(1) 傍聴券を所持しない者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

第5条 傍聴者及び報道關係者（以下「傍聴者等」という。）は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をしてはならない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者等に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴者等が指示に従わないときは、傍聴者等を退場させができる。

(傍聴の心得)

第7条 公開の会議を開催する場合には、別に定めた傍聴の心得を傍聴券の裏面に印刷し、これを傍聴者等に交付するものとする。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月 日から施行する。